

公益社団法人 富山県建築士会 役員選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条に規定する理事及び監事の選出に関する事項を定めることを目的とする。

2 本規程は、正会員が役員に立候補することを妨げるものではない。

(役員候補者推薦委員会)

第2条 役員候補者推薦委員会を本会に置く。

2 役員候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)は総会(代議員会)における役員選任の決議を行うために役員候補者を総会議案として推薦を行うものとする。

3 支部、ブロック支部、委員会は役員候補者を推薦委員会に推挙できる。

(推薦委員会の委員と委員長)

第3条 推薦委員会の委員は7名とし、代議員の内から5名と理事の内から2名を理事会で選出する。委員は原則として役員候補者にはなることができない。

2 推薦委員会に委員の互選により、委員長を置く。

3 推薦委員会は、役員候補者推薦に関する事項については秘密保持を責務とし、委員長は推薦委員会の議事を整理し、委員会を代表して推薦事務の管理及び執行に関して責任をもってこれを行う。

(推薦推挙基準等)

第4条 役員候補者の推薦及び推挙の基準と順序は次のとおりとする。

(1) 理事の推薦

1) 推薦委員会は、会長候補者1名、副会長候補者2名、専務理事候補者1名、常務理事候補者4名、その他の理事候補者12~22名以内を総会(代議員会)に推薦する。

2) 理事推薦基準：会員経過年数5年以上の正会員又は役員若しくは委員会委員として活動経験のある者とする

3) 会長候補者推薦基準：理事又は監事の経験があるものとし、正会員10名以上の推薦者があること。

4) 副会長候補者は法人運営会議が推薦委員会に推挙することができる。

5) 専務理事候補者は法人運営会議が推薦委員会に推挙することができる。

6) 常務理事候補者4名は各ブロック支部から各1名を推薦委員会に推挙することができる。

7) その他の理事候補者のうち2名は一般社団法人富山県建設業協会及び一般社団法人富山県建築組合連合会から推薦委員会に推挙することができる。

8) その他の理事候補者のうち2名は青年委員会及び女性委員会から推薦委員会に推挙することができる。

9) その他の理事のうち18名以内は支部またはブロック支部から推薦委員会に推挙することができる。

(2) 監事推薦基準

法人運営会議が推薦委員会に推挙する。

(3) 被推薦人の決定順序

1) 推薦委員会は総会の90日前までに、会長候補者の推薦依頼の受付を行う旨公示する。

2) 受付期間は1週間とする。

- 3) 会長候補者となることを希望する正会員又はその代理人は会長候補者の被推薦願(様式1)及び正会員10名以上の会長候補者推薦書(様式2)を推薦委員会の定める期間内に提出するものとする。
- 4) 会長候補者の推薦依頼があった者を法人運営会議に報告し、法人運営会議は、その中から会長候補者一名を推薦委員会に推挙する。
推薦委員会は法人運営会議からの推挙に基づき、会長候補者を公表する。
[公表はHPにより行う。]
- 5) 会長候補者の推挙が決まった場合には、法人運営会議は副会長候補者、専務理事候補者、監事候補者を推薦委員会に推挙する。
- 6) 推薦委員会は法人運営会議から推挙された副会長候補者、専務理事候補者、監事候補者を理事候補者選出機関(ブロック、支部、委員会、外部機関)に告知する。
- 7) 理事候補者選出機関は常務理事、外部理事、青年委員会理事、女性委員会理事をそれぞれ基準に従い推薦委員会に推挙する。
- 8) 支部又はブロック支部はその他の理事について、推薦委員会に推挙する。
- 9) 前項までの推挙において、定款第21条の規定に抵触しないことを確認する。
- 10) 推薦委員会は被推薦依頼のあった者及び推挙のあった者の名簿を作成した上、総会の行われる30日前迄に本会事務局に備え置いて、以後10日間、会員の縦覧に供するとともに、総会の7日前までに総会議案と併せて代議員に通知するものとする。

(総会での選任)

第5条 総会での役員を選任にあたり、推薦委員会委員長が、候補者推薦の経過について報告し、推薦委員会の推薦の無い候補者を含めて総会の議長が役員候補者として一人ずつ選任の可否について諮り、代議員による決議をもって理事及び監事を選任する。

(会長等の理事の互選)

第6条 理事が選任された段階で、選任された理事により第1回理事会を開催し、理事会の決議により、会長、副会長、専務理事、常務理事を決定し、総会に報告するものとする。

(細則)

第7条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は平成26年3月24日より施行する。ただし、平成26年5月31日までは、第3条第1項の「推薦委員会の委員は7名とし、代議員の内から5名と理事の内から2名を理事会で選出する。」を「推薦委員会の委員は7名とし、代議員の内から5名と理事の内から2名を業務執行会議で選出する。」に、第4条(3)の1)の「推薦委員会は、総会の90日前までに、会長候補者の推薦依頼の受付を行う旨公示する。」を「推薦委員会は、総会の50日前までに、会長候補者の推薦依頼の受付を行う旨公示する。」に読み替えるものとする。

附則

- 1 本規程は平成28年1月27日から施行する。

附則

- 1 本規程は平成29年1月25日から施行する。

公益社団法人 富山県建築士会会長候補者被推薦願

平成 年 月 日

役員候補者推薦委員長 殿

所属支部 _____

住 所 _____

会員氏名 _____ ㊟

(会員氏名は、署名、捺印必要)

生年月日 _____ 年 月 日

主な役員歴 _____

公益社団法人富山県建築士会の正会員である私は、公益社団法人富山県建築士会役員選任に関する規定第4条の(3)の3の規定により、会長候補者として総会に推薦いただきたく、正会員10名以上の推薦書を添えて、お届けします。

なお、私は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)第6条各号に該当しないことを申し添えます。

※代理人提出の場合は、委任状(様式3)も提出すること。

公益社団法人 富山県建築士会会長候補者推薦書

私は、平成 年 月 日に予定されている総会（代議員会）において、理事が選出されるにあたり、〇〇支部〇〇〇〇君を会長候補者として推薦します。

所属支部 _____

住 所 _____

会員氏名 _____ ㊟

(会員氏名は、署名、捺印必要)

委 任 状

私は公益社団法人富山県建築士会役員選任に関する規定第4条の(3)の3)の規定により、会長候補者として推薦いただくための関係書類の提出を、〇〇支部の〇〇〇〇〇〇氏に委任いたします。

平成 年 月 日

所属支部 _____

会員氏名 _____ ⑩

(会員氏名は、署名、捺印必要)